

岩手県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成20年岩手県告示第565号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市洞清水土地区画整理組合理事長から通知があった。

平成21年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也